

安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市浄化槽整備施設管理条例(平成 16 年条例第 164 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条—第3条)	第1章 総則(第1条—第3条)
第2章 施設の設置等(第4条—第15条)	第2章 施設の設置等(第4条—第15条)

第3章 施設の使用(第16条—第22条)	第3章 施設の使用(第16条—第22条)
第4章 雑則(第23条— <u>第28条</u> )	第4章 雑則(第23条— <u>第29条</u> )
第5章 罰則( <u>第29条—第31条</u> )	第5章 罰則( <u>第30条—第32条</u> )
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
第1条及び第2条 (略)	第1条及び第2条 (略)
(定義)	(定義)
第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
	(3) <u>小型合併浄化槽 浄化槽法第2条第1項に規定する汚水を処理する浄化槽であって、各戸ごと(共同住宅にあっては、各共同住宅ごと)に処理するもので、市が管理するもの以外をいう。</u>
(3) (略)	(4) (略)
(4) (略)	(5) (略)
(5) (略)	(6) (略)
(6) (略)	(7) (略)
(7) (略)	(8) (略)
2 (略)	2 (略)
第2章 施設の設置等	第2章 施設の設置等
第4条から第7条まで (略)	第4条から第7条まで (略)
(工事の費用負担)	(工事の費用負担)
第8条 <u>浄化槽設置に要する工事費以外の経費並びに排水設備工事及び放流</u>	第8条 <u>排水設備工事、放流にかかる管渠設備工事に要する費用及び、浄化</u>

<p>に係る管渠<sup>きよ</sup>設備工事に要する費用 は、申請者が負担する。ただし、市長が特に認めるときは、市はその費用の一部を負担することができる。</p>	<p>槽設置整備費国庫補助金交付要綱に定める浄化槽設置に要する工事費以外の経費は、住宅使用者が負担する。ただし、市長が特に認めるときは、市はその費用の一部を負担することができる。</p>
<p>第9条から第15条まで (略)</p>	<p>第9条から第15条まで (略)</p>
<p>第3章 施設の使用</p>	<p>第3章 施設の使用</p>
<p>第16条から第19条まで (略)</p>	<p>第16条から第19条まで (略)</p>
<p>(使用料の算定方法)</p>	<p>(使用料の算定方法)</p>
<p>第20条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p>	<p>第20条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) 及び(2) (略)</p>	<p>(1) 及び(2) (略)</p>
<p>(3) 使用する水の量が施設に排除する汚水の量と著しく異なる使用者は、市が貸与するメーターの水量を計ることにより、施設に排除する汚水の量を勘案する。ただし、製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用期間、その使用期間に施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、提出することによりこれに代えることができる。この申告書は、その使用期間の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、そのメーター又は申告書による量を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p>	<p>(3) 使用する水の量が施設に排除する汚水の量と著しく異なる使用者は、市が貸与するメーターの水量を計ることにより、施設に排除する汚水の量を勘案する。ただし、製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用期間、その使用期間に施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、提出することによりこれに代えることができる。この申告書は、その使用期間の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、そのメーター若しくは申告書による量を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p>
<p>2から6まで (略)</p>	<p>2から6まで (略)</p>
<p>第21条及び第22条 (略)</p>	<p>第21条及び第22条 (略)</p>
<p>第4章 雑則</p>	<p>第4章 雑則</p>
<p>第23条から第27条まで (略)</p>	<p>第23条から第27条まで (略)</p>

<p>(委任) 第28条 (略)</p> <p>第5章 罰則</p> <p>(罰則) 第29条 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第31条 (略)</p>	<p>(既設の小型合併浄化槽からの移行) 第28条 既設の小型合併浄化槽の設置者(使用者を含む。)は、この条例に基づき施設への移行を市に申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づき調査を行い適当であると認めた場合は、この条例の規定により設置及び管理ができる。</p> <p>(委任) 第29条 (略)</p> <p>第5章 罰則</p> <p>(罰則) 第30条 (略)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>第32条 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正)
- 2 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例(平成16年安芸高田市条例第162号)の一部を次のように改正する。  
次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。
  - (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
  - (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
  - (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項、安芸高田市農業集落排水処理施設管理条例(平成16年安芸高田市条例第163号。以下「集排条例」という。)第3条第4号、安芸高田市浄化槽整備施設管理条例(平成16年安芸高田市条例第164号。以下「浄化槽条例」という。)第3条第1項第5号及び安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例(平成16年安芸高田市条例第211号。以下「コミプラ条例」という。)第3条第4号に規定する区域をいう。</p> <p>(3) 排水設備 安芸高田市公共下水道条例(平成16年安芸高田市条例第160号。以下「下水道条例」という。)第2条第4号、集排条例第3条第3号、浄化槽条例第3条第1項第4号及びコミプラ条例第3条第3号に規定する排水設備をいう。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>第3条から第12条まで (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項、安芸高田市農業集落排水処理施設管理条例(平成16年安芸高田市条例第163号。以下「集排条例」という。)第3条第4号、安芸高田市浄化槽整備施設管理条例(平成16年安芸高田市条例第164号。以下「浄化槽条例」という。)第3条第1項第6号及び安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例(平成16年安芸高田市条例第211号。以下「コミプラ条例」という。)第3条第4号に規定する区域をいう。</p> <p>(3) 排水設備 安芸高田市公共下水道条例(平成16年安芸高田市条例第160号。以下「下水道条例」という。)第2条第4号、集排条例第3条第3号、浄化槽条例第3条第1項第5号及びコミプラ条例第3条第3号に規定する排水設備をいう。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>第3条から第12条まで (略)</p>